

平成 27 年度包括外部監査結果報告書における指摘事項への措置状況について

平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

(ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業)

に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果

Ⅱ 廃棄物対策に係る監査結果について

Ⅱ - 1. ごみ収集運搬業務及びし尿処理事業等について

2. し尿処理事業及び浄化槽指導事業について

2-2. 衛生センターの施設管理及び運転管理について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）						講じた措置																																																									
⑤ 水質分析用の薬品管理について【廃棄物施設課】（報告書 P122） 衛生センターでは、週に一度、南部浄化センターへ報告するために圧送水の水質分析を行っている。水質分析のためには多種多様な薬品が必要であり、下記のように毒物・劇物も保管・管理している。 【薬品管理状況（毒物、劇物のみ）7月27日～8月27日】（単位：ml） <table><tr><th rowspan="3">薬品名</th><th rowspan="3">区分</th><th rowspan="3">質量</th><th rowspan="3">前月棚卸時容器込み重量</th><th rowspan="3">今月棚卸時容器込み重量</th><th colspan="2">差し引き表</th></tr><tr><th>月日</th><th>月日</th></tr><tr><th>使用量</th><th>使用量</th></tr><tr><td rowspan="2">硫酸</td><td rowspan="2">劇物</td><td rowspan="2">500</td><td rowspan="2">1,151.60</td><td rowspan="2">1,004.40</td><td>8/26</td><td></td></tr><tr><td>147.2</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">硝酸銀</td><td rowspan="2">劇物</td><td rowspan="2">500</td><td rowspan="2">884.3</td><td rowspan="2">844.3</td><td>8/26</td><td></td></tr><tr><td>40.0</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">蓚酸ナトリウム溶液</td><td rowspan="2">劇物</td><td rowspan="2">500</td><td rowspan="2">547.19</td><td rowspan="2">547.19</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">蓚酸ナトリウム</td><td rowspan="2">劇物</td><td rowspan="2">500</td><td rowspan="2">215.0</td><td rowspan="2">215.0</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">アジ化ナトリウム</td><td rowspan="2">毒物</td><td rowspan="2">25</td><td rowspan="2">101.07</td><td rowspan="2">101.07</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>						薬品名	区分	質量	前月棚卸時容器込み重量	今月棚卸時容器込み重量	差し引き表		月日	月日	使用量	使用量	硫酸	劇物	500	1,151.60	1,004.40	8/26		147.2		硝酸銀	劇物	500	884.3	844.3	8/26		40.0		蓚酸ナトリウム溶液	劇物	500	547.19	547.19					蓚酸ナトリウム	劇物	500	215.0	215.0					アジ化ナトリウム	毒物	25	101.07	101.07					平成28年2月に薬品管理簿の様式を変更し、容器込薬品重量をグラム単位の重量で記載するよう統一し、前回確認時の容器込薬品重量を差し引くことで、明確に薬品の使用量と残量を把握できるよう改善した。適宜様式の見直しを行っており、平成29年4月にはより明確に薬品の使用量及び残量を把握できるよう、受入重量と払出重量を分けて記載するように見直すなど薬品管理簿の様式を再度変更した。 また、平成28年4月以降、衛生センター管理委託業者から廃棄物施設課への月例報告（前月の実勢報告）の際に、薬品管理簿の提出により薬品の使用状況の報告を求めるとともに、廃棄物施設課において使用量の傾向を前月と比較し、著しい増減が認められた場合には、衛生センター管理委託業者から使用状況及び使用理由の聞き取りを行うこととしている。	
薬品名	区分	質量	前月棚卸時容器込み重量	今月棚卸時容器込み重量	差し引き表																																																										
					月日						月日																																																				
					使用量	使用量																																																									
硫酸	劇物	500	1,151.60	1,004.40	8/26																																																										
					147.2																																																										
硝酸銀	劇物	500	884.3	844.3	8/26																																																										
					40.0																																																										
蓚酸ナトリウム溶液	劇物	500	547.19	547.19																																																											
蓚酸ナトリウム	劇物	500	215.0	215.0																																																											
アジ化ナトリウム	毒物	25	101.07	101.07																																																											
※ 表を一部抜粋																																																															

上記の毒物・劇物の記載された薬品管理資料を閲覧した結果、次のような問題点を指摘することができる。

i 質量および容器込み重量について、単位が記載されていない。

ii 質量には容器に入る量（ml）を記載しているが、実際の計測は容器も含めた重量のみ記載されており、薬品の残量が不明確である。

iii 平成 27 年 7 月 27 日までの管理では、容器の本数によって管理しており、薬品の残量が不明確であった。これにより、容器内の量が減少していたとしても、把握できない状況にあった。

iv 使用量の欄に、手書きで容器込みの重量や容器の本数が記載されており、使用量の欄がその目的に応じて使われていない（上記表には記載していない）。

v 記載の一部に計算誤りがあった（上記表では修正済み）。

毒物及び劇物を業務上取り扱うものは、毒物または劇物が盗難にあい、または紛失することを防ぐのに必要な措置を講じる必要がある（毒物及び劇物取締法第 11 条、第 22 条第 5 項）。しかし、衛生センターでの管理状況では、仮に容器内の毒物及び劇物が抜き取られていたとしてもすぐには判別できない状況にある。そのため、使用の都度、その前後に計測および記録を行い、継続的に使用量と残存量を把握するなど、その他薬品も含めて薬品管理を徹底するよう、廃棄物施設課としては業務委託の実施内容をモニタリングし、業務委託契約上の指導を徹底されたい。